

## 簡易評価型プロポーザル提案書評価要領

(米百俵プレイス（仮称）人づくり・学び・交流エリアプロモーション業務委託)

### 1 目的

この要領は、簡易評価型プロポーザル方式により委託事業者を決定する場合における提案書の評価方法について、必要な事項を定めることを目的とする。

### 2 事業者の選考

- (1) 提案書の評価及び事業者の選考は、本市職員で組織する選考委員会を設置して行う。
- (2) 選考委員会の委員は別に定め、中心市街地整備室が庶務を行う。
- (3) 選考委員会は、提案書の提出者かつプレゼンテーションの参加者の中から、最優秀者及び次点者を選考する。

### 3 選考方法

- (1) 提案書の記述が要件を満たしていない者は特定しないこととする。
- (2) 提案書の記述項目及びプレゼンテーションの内容に関して、選考評価基準に基づき各委員が採点する。
- (3) 各委員の評価点を平均して算出したもの（少数第2位を四捨五入）を参加者の評価点とし、評価点の最も高い事業者を最優秀者として決定する。評価点が同点となった場合は、各委員による選考投票で過半数を占めた参加者を最優秀者として決定する。  
1回目の投票で過半数を占めた参加者がいない場合は、最多得票数の参加者と次点の参加者で決選投票を行い決定する。
- (4) 提出された提案書が1件であった場合は、プレゼンテーション及びヒアリングをした後、選考委員会において、審査、評価の上、協議し、適切と認めるときは優秀な提案者として選考する。
- (5) プレゼンテーションの実施及び実施方法等については、新型コロナウイルス感染症の拡大状況や緊急事態宣言の影響等を考慮し、決定及び通知する。

#### 4 選考評価基準

評価項目	評価基準	配点	
業務実施体制	業務履行に十分な体制であるか	10	
理解力	施設のコセプトや導入機能等について理解しているか	10	
提案の内容	【提案テーマ①】 ブランディングの考え方及びプロモーション計画の提案	施設のコセプトや導入機能を市民に分かりやすく伝え、利用促進を図るためのブランディングの考え方をもっているか	25
		施設の全体計画を踏まえ、市民周知と利用促進を図るために適切なタイミングで効果的な施策を盛り込んだプロモーション計画になっているか	
	【提案テーマ②】 ウェブサイトの構築・運用の提案	利用者目線で見やすく、施設の利用促進につながる仕組みやデザイン等の工夫があるか	20
		事業の進捗に沿ったウェブサイトの運用について提案されているか	
	【提案テーマ③】 プロモーション施策の提案	市民周知と利用促進につながる効果的な施策が実施される見込みがあるか	20
		採用したいと思わせる独創的・画期的な提案であるか	
表現力	提案書及びプレゼンテーションのまとめ方が明快で的確であるか	10	
	質問に対する回答が明快で的確であるか		
費用見積り	算出内訳が明確で、適切な見積額であるか	5	
評価得点の合計		100	